

## 三十三銀行カードローン規定

## 第1条 (取引の方法)

- (1) 三十三銀行カードローン当座貸越契約（電子契約を含みます。以下「本契約」という）にもとづく株式会社三十三銀行（以下「銀行」という）と私（借主または借務者、以下同じ）との取引は、本契約にもとづく銀行が発行するローンカードを使用するは金、あるいは私の依頼にもとづく銀行が承認した場合においては私の指定する銀行の預金口座への振り込みまたは特に銀行が認めた方法、あるいは別に定める取引にもとづく発生する当座貸越取引に限るものとし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払いは行いません。
- (2) ローンカードは銀行ならびに銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む）で利用できます。ただし、利用金額は銀行および提携金融機関等の定めによります。
- (3) 当座貸越口座への入金、入金額が当座貸越残高相当額以内の場合には返済に充当し、入金額が当座貸越額を超える場合には、その超える金額は、本記の返済用預金口座に入金します。

## 第2条 (契約期限)

- (1) 本契約による取引の契約期限は、契約締結の日から3ヵ年後の応当月の末日とします。ただし、契約期限までに銀行または私のいずれからも解約の意思表示がないときは、更に3ヵ年本契約が延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 期限までに銀行から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次のとおりとします。

- ①期限の到来によりこの取引は終了します。  
②期限までに当座貸越元金を弁済します。  
③ローンカードは期限後あたりに銀行に返却します。
- (3) 契約期間につき私の年齢が満75歳に達した日の属する月の末日までは貸越利用期間とし、この期間中私は表記借入要項記載の貸越極度額の範囲内で貸越できるものとします。また、私が満75歳に達した日の属する月の翌月には返済専用期間とし第6条第(1)項に定める返済金額を返済するものとし、新たな貸越は行いません。
- (4) 契約期間につき返済専用期間において約定返済等により貸越残高がなくなった場合は、本契約の最終期限が到来したものとし、ローンカードを返却いたします。

## 第3条 (当座貸越極度額)

- (1) この取引の貸越極度は借入要項に定める貸越極度額とします。貸越極度は私の信用状況等により銀行が定めるものとします。私は貸越極度額の範囲内で繰り返し借入ができるものとし、貸越極度額を超えた貸越は行いません。
- (2) 銀行がこの極度額を超えて貸出を行ったときも私はこの規定により債務を負担します。
- (3) 私が、本契約に違反したとき、債務不履行があったとき、または私の信用状況の審査により銀行および保証会社が必要と認めるときは、銀行は即時貸越極度額を減額すること（貸越極度額を0とすることを含みます）または新規貸越の停止ができます。

## 第4条 (利率、利息)

- (1) 本契約の利息は毎日の最終の当座貸越残高について付利単位を100円とし、銀行所定の日に本契約にもとづく毎月の返済に上記のとおり計算して算出します。
- なお、この利息額は計算の都度第1条第(1)項にかかわらず、毎月6日（当日が銀行の休日の場合には翌営業日、以下同じ）に当座貸越残高に組入れる方法により支払います。貸越残高に組入れることにより本契約にもとづく貸越極度額を超えることとなる場合は、貸越極度額を超える金額をただちに全額支払います。

前月6日（当日が銀行の休日の場合は翌営業日）から当月6日（当日が銀行の休日の場合は翌営業日）の前日までの毎日の最終の当座貸越残高の合計額  $\times$  年利率

365

- (2) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には銀行は本契約にもとづく利率を変更することができます。

## 第5条 (損害金)

私が銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年18.25%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

## 第6条 (返済)

- 表記返済方法にもとづく次のとおり返済を行います。
- (1) 本契約にもとづく毎月の返済は毎月の返済日（休日の場合は翌営業日、以下同じ）に当座貸越前月末残高（以下「前月末残高」という）を基準に次のとおり返済用預金口座から約定返済します。

前月末残高	約定返済額	前月末残高	約定返済額
10万円以下	2千円	300万円超400万円以下	5万円
10万円超 20万円以下	5千円	400万円超500万円以下	6万円
20万円超 50万円以下	1万円	500万円超600万円以下	7万円
50万円超100万円以下	2万円	600万円超700万円以下	8万円
100万円超200万円以下	3万円	700万円超800万円以下	9万円
200万円超300万円以下	4万円	800万円超	10万円

なお、前月末時点の貸越残高が1,000万円を超える場合の約定返済額は11万円となります。ただし、前月末残高を基準に上記のとおり計算した約定返済額と比較して返済日の前日時点の貸越残高と返済日に元加される利息額の合計額が少ない場合には、返済日の前日時点の貸越残高と返済日に元加される利息額の合計額を返済金額とします。

- (2) 前項による返済に加え当座貸越口座へ直接入金することによって随時に任意の金額を返済することもできます。

## 第7条 (貸越金の自動引落し)

- (1) 第6条による貸越金の返済および第4条による利息の支払いについては自動引落しの方法により支払います。銀行は約定返済日（または利息支払日）に小切手または現金通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引落しのうえ充当してください。この場合、約定返済日現在の預金残高が返済金および支払相当額に満たない時はその全額について返済および支払いがないものとされても異議ありません。なお、その場合には貸越を一時中止されても異議ありません。
- (2) 万一、返済用預金口座への預入が遅延した場合には預入後いつでも銀行所定の方法により前項と同様に処理しても差しつかえありません。この場合、銀行は第5条の損害金についても同様の処理ができます。

## 第8条 (諸費用の負担および自動引落し)

本契約に關し、私が負担すべきカード発行手数料等銀行所定の費用および本契約にもとづく銀行の債権を保全するために要する、私が負担すべき信用保証会社保証料、登記申請に要する費用、確定日付、印紙代その他いっさいの費用の支払いについては、銀行所定の日に返済用預金口座から小切手または現金通帳および同払戻請求書によらない自動引落しの方法により引落しのうえ費用の支払いに充当してください。

## 第9条 (提携先支払機利用手数料)

- (1) ローンカードを提携先で利用する場合、その提携先が支払機利用手数料を定めているときは、提携先に対し負担すべき所定の手数料を支払います。
- (2) 前項の手数料は前条にかかわらず、当座貸越口座より自動的に当該提携先に支払われ当座貸越残高に計上されます。
- (3) 前項の場合、手数料を含めたご利用残高が契約書に定めた契約極度を超える場合は借り入れできません。

## 第10条 (極度の減額、貸越の中止、契約の解除)

- (1) 金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度を減額し、貸越を中止し、または第2条の定めにかかわらずいつでも本契約を解除することができます。
- (2) 本契約が期間満了などによって終了したとき、または解約したときは、ローンカードを持参のうえ、ただちに貸越元金全額（第5条の損害金を含む）を支払います。また極度を減額された場合にもただちに減額後の極度額を超える貸越金を支払います。

## 第11条 (適用店舗)

この規定の各条項は、私と銀行本支店との間の諸取引に共通に適用されることを承認します。

## 第12条 (期限前の全額返済義務)

- (1) 私について次の各号の事由が生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても本契約による債務の全額について当然期限の利益を失い、ただちに債務を返済します。
- ①支払の停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。  
②電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。  
③私または連帯保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。  
④住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって、銀行において私の所在が不明となったとき。  
⑤この債務の保証会社から保証の取消、解約の申出があったとき。
- (2) 次の各号場合には、銀行の請求によって銀行に対する債務の全額について期限の利益を失い、ただちに債務を返済します。

- ①私が債務の一部でも履行を遅延したとき。  
②担保の目的物について差押、または競売の手続の開始があったとき。  
③私が銀行との取引約定に違反したとき。  
④連帯保証人が前項または本項の各号のいずれかに該当したとき。  
⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 第13条 (銀行からの相殺)

- (1) 第2条、第10条または第12条によって本契約による債務を返済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを期限のいかにかわらずいつでも銀行が相殺できます。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり預金の払い戻しを受け本契約による債務返済に充当することができます。
- (3) 前2項により銀行が相殺をする場合、債権、債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率・料率は銀行の定めに従います。
- 第14条 (債務者からの相殺)
- (1) 期限の到来している私の預金その他の債権と私の銀行に対する債務とをその債務の期限が未到来であっても私は相殺することができます。
- (2) 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届印を押印してただちに銀行に提出します。
- (3) 第(1)項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

## 第15条 (債権の返済等にあてられる順序)

- (1) 返済または第13条による銀行からの相殺の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法によって充当することができます、その充当に対して異議を述べません。
- (2) 第14条による債務者からの相殺の場合、私の債権全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- (3) 私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。
- (4) 第(2)項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、轻重、処分の難易、返済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序方法により充当することができます。
- (5) 第(3)項によって銀行が充当する場合は、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとて銀行はその順序方法を指定できます。

## 第16条 (危険負担、免責事項等)

- (1) 私が銀行に差入れた証書が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情により紛失、滅失、損傷または延着した場合には銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。なお、銀行から請求があれば、ただちに代り証書を差入れます。この場合に生じた損害については銀行にならぬ請求をしません。
- (2) 私の差入れた担保について前項と同様のやむをえない事情によって生じた損害についても、銀行にならぬ請求をしません。
- (3) 証書、請求書、諸届その他の書類に押捺された印影を私の届出た印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないとも認め取引されたときは、それらの書類について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害については私が責任を負います。

## 第17条 (費用負担)

- 次の各号に掲げる費用は、私が負担します。
- (1) (根)抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。  
(2) 担保物件の調査または取立もしくはは取込に関する費用。  
(3) 私または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

## 第18条 (届出事項)

- (1) 氏名、住所、印鑑、職業、勤務先、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、私はただちに銀行に書面で届出をします。
- (2) 私が前項の届出を怠ったため、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときも通常到着すべき時に到着したものとします。

## 第19条 (報告および調査)

- (1) 私は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに私および連帯保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便宜を提供します。
- (2) 私は、担保の状況、または私もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告します。

## 第20条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に従い、変更内容を記載した銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。前項の掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 第21条 (合意管轄)

この契約に關する訴訟・和解および調停については銀行の所在地の裁判所を管轄裁判所とします。

## 第22条 (個人信用情報センター等への登録)

- (1) 私は、本契約にもとづく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中および本契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センター等の銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同センターならびに同センターと提携する個人信用情報機関、その他銀行が加盟する個人信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用することを同意します。
- (2) 私は、次の各号の事実が発生した時は、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
- ①本契約による債務の返済を遅延したときは、遅延した日から5年間。  
②本契約による債務について保証提携先など第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間。  
(3) この申込みに関して銀行が取引上の判断をするにあたっては、銀行の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に、私の信用情報が登録されている場合には、銀行がそれを利用することに同意します。

## 第23条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。  
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。  
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為。  
②法的な責任を超えた不当な要求行為。  
③取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。  
④風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。  
⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3) 私または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行との取引を継続することが不適切であると銀行が判断した場合には、私は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
- (4) 前項の規定の適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行にならぬ請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私または連帯保証人がその責任を負うものとします。
- (5) 前々項により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

## 第24条 (準用)

この規定に定めのない事項については、本規定のほか決済口座の預金規定、キャッシュカード規定、および振込規定によります。

以上